

知多市告示第102号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間知多市役所都市整備部土木課において一般の縦覧に供する。

令和6年8月28日

知多市長 宮 島 壽 男

1 占用の制限の開始の期日

令和6年8月30日

2 占用を制限する区域

道路の種類	路線名	起点	終点
市道	市道10503号線	知多市緑町25番1地先	知多市緑町31番1地先
市道	市道10517号線	知多市緑町25番1地先	知多市緑町24番地先